

## 指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会が開設する社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員研修修了者(以下「介護支援専門員」という。)により要介護認定者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の選択に基づき、多様な介護資源から適切な保健・医療サービス及び福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等の地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図るとともに、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 厚岸町梅香2丁目1番地(厚岸町社会福祉センター内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者(主任介護支援専門員兼務) 1名

管理者は、事業所の従事者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 5名

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。但し国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 通常午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 2 営業日及び営業時間は前項によるも、止む得ぬ事態が発生した時は、業務に当たるものとする。

(提供方法、内容、利用料及びその他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 相談体制

事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 課題分析票の種類

利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、「居宅サービス計画ガイドライン」とする。

(3) 介護サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議

介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を事務所内会議室において開催する。

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(6) その他

利用者の自立した日常生活の支援効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の額は厚生労働大臣が定める基準のものとし、法定代理受領サービスに該当する場合は、利用者の負担はないものとする。

- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した費用が、その地域が厚生労働大臣の定める中山間地域の場合は、厚生労働大臣が定める単位数の5%を加算した額を請求するものとする。

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

- 5 その他（交通費）の費用については、無料とする。

(利用者虐待防止対策)

第7条 事業所は、利用者の尊厳を重んじ、利用者の虐待防止や虐待を受けている恐れがある場合は適切に対応するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 在宅サービス高齢者に対する虐待防止のための指針の策定

(2) 在宅サービス虐待防止対策委員会の開催

- (3) 虐待防止に関する責任者の選任及び設置
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修実施  
(通常の事業の地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、厚岸町の区域とする。

(その他の運営について留意事項)

第9条 居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、サービス担当者会議、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ利用者又はその家族の同意を得ることとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月16日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月12日から施行し平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年12月2日から施行し平成21年11月2日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。